

改正

現行

(前略)

(前略)

(通勤定期乗車券の発売) [連規準用]

(通勤定期乗車券の発売) [連規準用]

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、1箇月・3箇月または6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。
 (1) 100km以内の区間を常時、区間および経路を同じくして乗車する場合
 (2) 次に掲げる様式の定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、1箇月・3箇月または6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。
 (1) 100km以内の区間を常時、区間および経路を同じくして乗車する場合
 (2) 次に掲げる様式の定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合

表 裏

表 裏

17.4cm

9.1cm

備考 券面には必要に応じ、適宜の文案により案内事項を表示する。

17.4cm

9.1cm

備考 券面には必要に応じ、適宜の文案により案内事項を表示する。

改 正	現 行
(後略)	(後略)

附則

この規則は、2026年3月14日から実施する。